

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画又は住宅地高度利用地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の5第6項に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(口)()延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(口)()敷地面積の合計欄及び(2)(口)()延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

添付図書

	行 為	添 付 図 書	縮 尺
1	土地の区画形質の変更	付近見取図 当該行為の区域図 当該行為の周辺図 設計図	1 / 2, 500程度 1 / 1, 000程度 1 / 1, 000程度 1 / 100程度
2	建築物の建築又は工作物の建設	付近見取図 配置図 2面以上の立面図 各階平面図(建築物に限る)	1 / 2, 500程度 1 / 100程度 1 / 100程度 1 / 100程度
3	建築物、工作物の形態意匠の変更	付近見取図 配置図 2面以上の立面図	1 / 2, 500程度 1 / 100程度 1 / 100程度
4	木竹の伐採	付近見取図 当該行為の区域図 当該行為の施工方法図	1 / 2, 500程度 1 / 1, 000程度 1 / 1, 000程度
5	その他参考となるべき事項を記載した図書		